

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、株主をはじめ、取引先、顧客、従業員など様々なステークホルダーの期待に応え、社会的責任を果たすことが継続企業としての最重要課題として捉え、グループ全体の経営の効率化、企業経営の健全性と透明性及び適時開示と説明責任の充実による健全性と透明性の確保にあると考えます。

経営の効率化については、業務執行の迅速化と経営責任体制の明確化を図るため、執行役員制度を採用し、経営環境の変化に迅速に対応する経営体制の強化を図っております。

企業経営の健全性と透明性については、内部監査室、管理部、総務部による法令遵守と企業倫理向上の推進、内部監査室と監査役による業務執行プロセスの二重チェック体制の確立、そして、社外取締役2名を含んだ取締役会における健全・公正な意見交換及び意思決定過程により構築してまいります。

適時開示と説明責任の充実については、株主及び投資家へのIR情報の適時、適正な開示とその充実を図ってまいります。また、企業行動規範を制定して、法令遵守と公正な企業活動の実施を宣言し、取締役自らがその執行状況を監督する体制を整えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける5つの「基本原則」を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アムス・インターナショナル株式会社	2,118,500	33.26
徳原 榮輔	899,200	14.11
アムスホテルズ株式会社	300,000	4.71
株式会社カンナリゾートヴィラ	300,000	4.71
ハウス建装株式会社	300,000	4.71
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	101,300	1.59
第一生命保険株式会社	79,200	1.24
鎌田 和樹	66,800	1.04
深井 方子	55,300	0.86
松本 敬	48,500	0.76

支配株主(親会社を除く)の有無

徳原 榮輔

親会社の有無

アムス・インターナショナル株式会社 (非上場)

補足説明 更新

親会社に関する情報

アムス・インターナショナル株式会社の所有する当社議決権の割合が33.27%、及び共同保有者である同社代表取締役を務める徳原榮輔氏の所有する当社議決権の割合が14.12%、徳原榮輔氏が代表取締役を務める株式会社カンナリゾートヴィラの所有する当社議決権の割合が4.71%、アムス・インターナショナル株式会社の100出資会社のアムスホテルズ株式会社の所有する当社議決権の割合が4.71%、同じく100出資会社のハウス建装株式会社の所有する当社議決権の割合が4.71%、合計で当社議決権の割合が61.53%となり、当社の親会社に該当することになります。

親会社と該当することになる株主の概要

名称:アムス・インターナショナル株式会社

本店所在地:東京都豊島区東池袋一丁目15番12号

代表者:代表取締役 徳原榮輔

資本金の額:4億8,975万円
主な事業内容:サブリース事業・不動産流通事業
事業年度の末日:5月31日
上場取引所:非上場

親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

親会社および当該親会社の子会社(兄弟会社)の主要事業領域は、サブリース事業・不動産流通事業・旅館業等であり、当社と事業領域が異なるため、業務上の取引はありません。

また、人的関係につきましては、親会社等の企業グループからの役員の兼任、当社への出向者の受入れ等はありません。

親会社等の企業グループに属する事業上の制約について

親会社等の企業グループと当社の事業領域が異なるため、事業上の制約はありません。

経営の独立性について

当社は、取締役2名、監査役2名の合計3名が親会社等の企業グループの関係者ではありますが、社外取締役2名を含めた全取締役5名の半数未満、社外監査役2名を含めた全監査役4名の半数以下、となっております。当社の事業領域は、親会社等の企業グループとは事業内容や顧客が異なることから、当社の事業展開に関する統治体制は独自に確立されたものであります。

社外取締役2名(弁護士)と社外監査役2名(うち1名は弁護士)の計4名を独立役員として届出しており、厳しく経営の監視をしておりますので、独立性をもった経営判断が行えると判断しております。

当社の経営判断については、全てのステークホルダーに対し、上場会社としての責務を全うするため、当社の主体性・独立性の確保を継続しつつ、経営体制の強化に努めております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主と取引を行う場合における少数株主保護の方策に関する指針を特に定めておりませんが、全てのステークホルダーに対し、行動憲章に掲げた「良識と実践」に従い、公正かつ透明性のある取引および経営を行っています。

当社は親会社と営業上の取引はありませんが、会社の重要な判断に対しては経営会議において会社としての実現性とリスク等を審査し、そして効果を勘案し施策を決定するというプロセスを経ております。その後、2名の独立役員である社外取締役を含めた取締役会の決議を経て実行に移されております。また、取締役会に関しては、2名の独立役員である社外取締役、2名の独立役員である社外監査役が配された監査役会が、法令・定款・コンプライアンス等の様々な観点より監視をしております。仮に、支配株主から様々な取引・要求があった場合でも、その影響を排斥し、自主独立の経営を行う事が出来る体制をとっております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

役員の兼務状況

該当事項はありません。

支配株主等との取引に関する事項

当社グループは、当社の支配株主等との取引等を行う際は、一般の取引と同様に適正な条件で行うことを基本方針としております。

親会社等が継続開示会社等ではない旨

アムス・インターナショナル株式会社は、継続開示会社ではありません。

親会社等の将来的な企業グループにおける位置付けその他親会社等との関係

将来的な企業グループにおける位置付けその他親会社等との関係に変更の予定はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
宮沢 忠彦	弁護士													
山本 修三	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮沢 忠彦			社外取締役宮沢忠彦氏は、上記(1)のa～kのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した立場であるとともに、東京地方検察庁に奉職後、長年にわたり検察官という重職を務められ、その豊富な実務経験の中で常に公正・公平で的確な判断能力を培われた方であり、経営陣から独立した立場において、会社のコンプライアンス体制を確保する等の観点から、当社の経営判断に資する方であると判断し独立役員として選定いたしました。

山本 修三		社外取締役山本修三氏は、上記(1)のa～kのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した立場であるとともに、東京地方検察庁に奉職後、長年にわたり検察官という重職を務められ、その豊富な実務経験の中で常に公正・公平で的確な判断能力を培われた方であり、経営陣から独立した立場において、会社のコンプライアンス体制を確保する等の観点から、当社の経営判断に資する方であると判断し独立役員として選定いたしました。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人に監査法人グラヴィタスを専任し、期中の会計処理および決算内容について会計監査を受け、適正な会計処理と透明な経営の確保に努めております。監査役は、会計監査人より期首に「監査計画」について説明を受けております。また、各四半期決算の監査終了後は「監査結果」の報告を受け、その他必要に応じて意見交換を行い、情報を共有する等緊密な連携を図っております。

監査役は、社長直轄の組織である内部監査室の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとしています。また、当社の内部統制の主管部署である内部監査室の監査状況を定期的に報告を受ける等、必要に応じて意見交換を行い、情報を共有するよう図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐野 洋二	弁護士													
高橋 昭夫	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野 洋二			社外監査役佐野洋二氏は、上記(1)のa～mのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であるとともに、弁護士という法律の専門家としての豊富な経験と実績を持つこと、及び一般の会社に勤務した経験もあることから、特に実際の企業活動に即した観点よりコンプライアンス及びガバナンス面において、当社経営に有益なご意見やご指摘をいただけると判断いたしました。
高橋 昭夫			社外監査役高橋昭夫氏は、上記(1)のa～mのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であるとともに、税理士としての経験が豊富であり、当社取締役の職務遂行が妥当なものであるか、また、当社の会計方針、会計処理の方法の妥当性を監督する等の観点から、当社の経営判断に資する方であると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、定額の固定報酬としております。また、有償型のストックオプション制度を導入することにより業績連動も報酬に反映しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
該当項目に関する補足説明	

当社は、当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、有償型ストックオプション(新株予約権)制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

・事業報告において取締役・監査役の各々の年間報酬総額および社外役員の年間報酬総額を開示しております。その額は取締役(使用人兼務取締役を除く)52,945千円(うち社外取締役18,900千円)、監査役10,848千円(うち社外監査役4,008千円)、使用人兼務役員18,186千円です。

・平成5年12月22日開催第78期定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を月額1,700万円以内、監査役の報酬限度額を月額170万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

毎月開催される取締役会での情報伝達の他、取締役会の資料及び随時必要に応じ総務部より情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役制度を採用し、会社の機関として取締役会及び監査役会を設置しており、重要な業務執行の決議、監督ならびに監査をしております。具体的には以下のとおりです。

1. 会社機関

当社の取締役会は、社外取締役2名を含んだ取締役5名で構成され、原則として毎月定期開催しており、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議し、対策を迅速に行っております。また、取締役相互の経営監視を行っております。

監査役会は社外監査役2名を含めた4名により構成されており、取締役会または重要な会議に出席し、取締役の職務の適正性を監視しているほか、会計監査に立会い、会計方針・会計処理方法の妥当性および処理の正確性を聴取するとともに、会計監査人との連携を相互にとり、意見交換等を定期的を実施しております。

2. 内部監査

内部監査については、社長直属の内部監査室を設置し、年間監査計画に基づき、業務監査及び内部統制監査を行っております。内部監査の結果は、社長に報告するとともにリスク管理委員会に報告され、被監査部門に対しては、改善事項の指摘を行い、対策の内容及び改善状況の報告を求め、必要により再監査を実施しております。

また、各部門に共通する改善事項については、全社的に通達することにより実効性のある健全な業務運営を図っております。

3. 会計監査

会計監査に関しては、会計監査人である監査法人グラヴィタスより第105期(2020年9月期)の会計監査を受けております。

監査業務を執行した公認会計士の氏名は圓岡徳樹、藤本良治であり、いずれも監査法人グラヴィタスであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在当社取締役に2名の社外取締役が選任されております。また、2名共に独立役員として証券取引所に届出をしております。

会社の重要な判断に対しては、事前に経営会議において、会社としての事業の実現性やリスク等を審査し、そして効果を勘案し施策方針を立てるプロセスを経ております。その後、2名の独立役員である社外取締役が配された取締役会の決議を経て実行に移されております。また、取締役会には弁護士2名の独立役員である2名の社外取締役、弁護士および税理士の資格を有する独立役員である2名の社外監査役を配した監査役会の監査を受けておりますので、経営の監視機能として十分な体制と考え、現在の体制を採っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社が開設しているホームページ上にIR 情報を掲示。(各四半期決算短信、事業報告、その他の開示情報、公告等を掲示)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は管理部が分担し担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>平成4年に制定された企業理念「私たちは、人を大切にする心と、ゆたかな社会を創造する技術を結集し、新しい時代に貢献する企業をめざします」のもと、行動憲章である「良識と実践」を遂行してゆくことが、社会を構成する一企業としての当社の存在意義であるという認識を示してきました。</p> <p>しかしながら、今後の企業行動には一段と高い倫理観と遵法意識が求められていることは明白であり、倫理意識の醸成による社会的要請への着実な対応が、企業の持続的発展にとって不可欠であるとの認識のもと、全ての役員・従業員が社会からの信頼を確立するため、自らを律し、守るべき10原則を行動規範として定め、より高い倫理意識の醸成を行うものとします。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

内部統制システムとしては、内部監査室長が中心となり、全社業務を管理監督する管理部長に対し、内部統制上必要な助言、勧告を行っております。また、監査役は会計監査に立会い、会計方針・会計処理方法の妥当性及び処理の正確性を聴取するとともに、会計監査人との連携を相互にとり、意見交換等を定期的を実施しております。

当社は、社会から信頼される企業を目指し、その社会的責任を果たしていくためには、コンプライアンスを尊重し、職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正を確保していくことが大切であると考えております。

2. 整備状況

(1)コンプライアンス体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、行動規範を定め、法令遵守意識を普及することによりコンプライアンス違反の未然防止を図っております。

また、法令違反行為については、「内部通報者保護規則」を定め、コンプライアンス違反行為の早期発見と是正及び公益通報者の保護を図っております。

(2)リスク管理体制

業務遂行上のリスクの発生予防及び発生した場合の損害を最小限に留めるため、「リスク管理規則」を定め、リスク管理体制の整備や予防対策の実施、教育のほか、緊急事態の発生または発生のおそれがある場合は、必要に応じ、リスク管理委員会の招集や対策本部の設置によりこれに対応することとしております。

(3)情報管理体制

職務の執行にあたっての重要な文書及び情報については、別途定める社内規則に従い適切に管理されております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して経済的な利益供与を行わないことを「倫理規則」に定め、運用のための社内体制を整備し徹底します。

2. 整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び地区警察特殊暴力防止対策協議会、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに加入し、同会等からの情報収集や講習会に参加する等より反社会的勢力の情報収集を行っております。総務部が主体となり、研修時などに教育を行っており、不当要求を受けた場合の対処法や、不当要求の事件事例の情報共有を行っております。また、当社から発注される工事の工事下請契約約款や覚書に、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力防止条項を盛り込み、反社会的勢力の排除に務めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

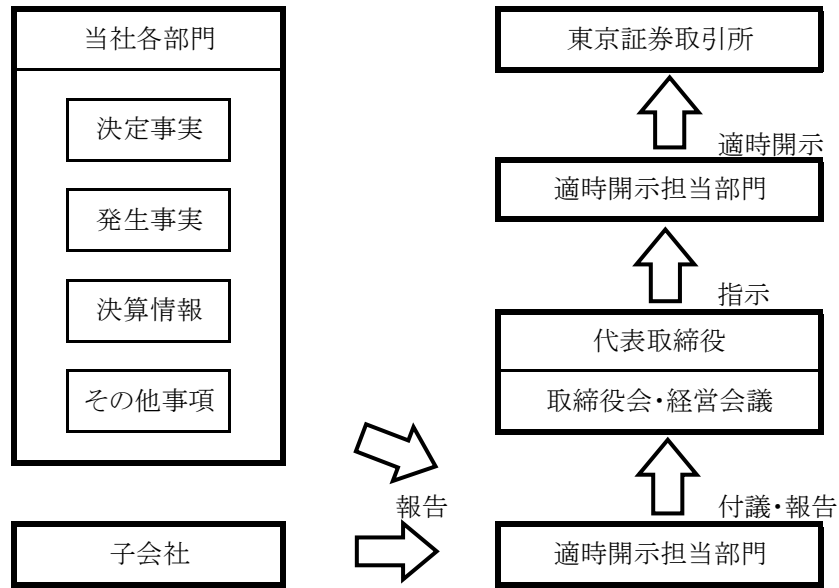
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 適時開示体制図 】



【 実施体制図 】

